

保護者各位

ロータス保育園 園長高橋優子

## 新型コロナウイルス感染拡大防止の為の保育園の今後の対応について

日頃よりロータス保育園へのご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます  
保護者の皆様には令和2年5月31日まで臨時休園することをお知らせし、家庭での保育にご協力いただきますようお願いをいたしました。政府は緊急事態宣言の期間内であっても、可能であれば感染状況等を踏まえ緊急事態宣言を解除するという意向を示し、5月21日を日毎に改めて判断するとの事ですが、緊急事態宣言の解除に関わらず、下記の通り対応しますのでお知らせします

記

### 1. 臨時休園期間は5月31日(日)まで維持します

臨時休園期間中に緊急事態宣言が解除されても、引き続き令和2年5月31日(日)まで臨時休園いたします

引き続き保護者の皆様には、ご不便おかけいたしますが、臨時休園の趣旨をご理解いただき、家庭での保育にご協力いただきますようお願い致します。

臨時休園期間中も、医療従事者や社会機能を維持するために就業することが必要な方、ひとり親などで仕事を休むのが困難な方、事情により家庭での保育が特に困難な方等については引き続き保育を行います  
緊急事態宣言の解除により保育の必要が生じる可能性がある方は、ご相談ください。その際「臨時休園に伴う保育利用申込書」が必要となります。申込書は市ホームページよりダウンロードするか保育園でお渡しする事も可能です

### 2. 6月1日以降の対応について

6月1日(月)から、保育園は感染の予防に留意したうえで原則として開園しますが、保育園は家庭に比べて感染リスクが高いこと、万が一、感染者が発生した場合には保育園に関わる多くの方に感染が拡大する恐れがあります。この為、令和2年6月30日(火)までは登園自粛期間とし、感染防止で休業している企業にお勤めの方、育休の方、親族等の協力が得られる方など、家庭保育が可能な方については家庭保育のご協力をお願いします(この件についてはご相談ください)

以上のことは船橋市公立保育園と同じ内容でだしています。これらを踏まえたうえで保護者の皆様の判断で登園されるようお願いいたします

### 3. その他

- ・ 緊急事態宣言が解除されずに延長された場合には、臨時休園期間を延長する予定です。その際は改めてお知らせ致します
- ・ 登園自粛や臨時休園により保育園を利用しなかった日数分の保育料は減免します。4月以降の保育料の減免にあたっては、保護者様に手続きをしていただく必要はありません
- ・ 副食費につきましては4、5月分に引き続き6月の登園自粛日は減免の対象とさせていただきます
- ・ 6月土曜は消毒等を行う為、休園させていただきます(7月は未定です)
- ・ 6月より時間外は平常に戻す予定です(保育園開園時間 7時より19時まで)

- ・ 引き続き「健康観察表」は毎日きちんと記入しノートに挟んでください
- ・ 体調が少しでも悪かったり普段と違う様子、微熱が続く等は登園なさないようお願いします
- ・ 園で発熱した場合、以前は様子を見る事もありましたが、今後は速やかなお迎えの体制ができるように連携をとって下さい
- ・ 園児はもちろんのこと、ご家族内でも「濃厚接触者」となった場合は必ず保育園にお伝えするとともに登園はお控えください

※ 状況が変化した場合、改めてお知らせします